

青梅市市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 8 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市市税条例の一部を改正する条例

(青梅市市税条例の一部改正)

第 1 条 青梅市市税条例（平成 1 0 年条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 4 条第 1 項第 2 号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第 3 4 条の 2 中「第 3 項から第 1 2 項」を「第 3 項から第 1 1 項」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第 7 項および第 1 2 項」を「第 6 項および第 1 1 項」に改める。

第 3 6 条の 2 第 1 項ただし書中「第 3 1 4 条の 2 第 5 項」を「第 3 1 4 条の 2 第 4 項」に改める。

第 5 4 条第 7 項を同条第 8 項とし、同条第 6 項を同条第 7 項とし、同条第 5 項を同条第 6 項とし、同条第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 法第 3 4 3 条第 5 項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該

登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第74条の2の次に次の1条を加える。

(現所有者の申告)

第74条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条および次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 土地または家屋の現所有者の住所、氏名または名称、次号に規定する個人との関係および個人番号または法人番号（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名または名称および同号に規定する個人との関係）

(2) 土地または家屋の所有者として登記簿または土地補充課税台帳もしくは家屋補充課税台帳に登記または登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所および氏名

(3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第75条第1項中「または」を「もしくは」に、「によって」を「により」、または現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第94条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第94条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)」を加える。

第131条第6項中「第54条第6項」を「第54条第7項」に改める。

付則第3条の2第1項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適

用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

付則第4条第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

付則第10条の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第30項第1号イ」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第30項第1号ロ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項を削り、同条第7項中「附則第15条第33項第1号ニ」を「附則第15条第30項第1号ハ」に改め、同項を同条第5項とし、同条第8項中「附則第15条第33項第1号ホ」を「附則第15条第30項第1号ニ」に改め、同項を同条第6項とし、同条第9項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第30項第2号イ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第10項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第30項第2号ロ」に改め、同項を同条第8項とし、同項の次に次の1項を加える。

9 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

付則第10条の2第11項中「附則第15条第33項第3号イ」を「附則第15条第30項第3号イ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第33項第3号ロ」を「附則第15条第30項第3号ロ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第33項第3号ハ」を「附則第15条第30項第3号ハ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項を削り、同条第16項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第17項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条

第15項とし、同条第18項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第19項を同条第17項に改める。

付則第17条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

付則第17条の2第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

付則第22条第1項中「第54条第5項」を「第54条第6項」に改める。

付則第30条第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項中「第19項」を「第18項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「第19項」を「第18項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「第6項」を「第5項」に、「第19項」を「第18項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「第6項」を「第5項」に、「第19項」を「第18項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「第6項」を「第5項」に、「第19項」を「第18項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「第19項」を「第18項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項を同条第11項とし、同条第13項中「第19項」を「第18項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「第19項」を「第18項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項を同条第14項とし、同条第16項中「第6項および第8項」を「第5項および第7項」に、「第6項および第9項」を「第5項および第8項」に、「第7項、第9項および第10項」を「第6項、第8項および第9項」に、「第9項から第11項」を「第8項から第10項」に、「第11項」を「第10項」に、「第12項から第14項」を「第11項から第13項」に、「第13項」を「第12項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで、第48項もしくは第50項」を「から

第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項もしくは第44項」に、「第34項」を「第33項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第18項を同条第17項とする。

第2条 青梅市市税条例の一部を次のように改正する。

第19条中「第321条の8第22項および第23項の申告書に」を「第321条の8第34項および第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「によって」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項または第19項」を「または第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項および第23項」を「第321条の8第34項および第35項」に改める。

第20条中「および第4項」を削る。

第23条第3項中「規定する収益事業」の次に「(以下この項および第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。)」を加え、「第31条第2項の表第1号」を「同号」に、「第48条第10項から第12項まで」を「第48条第9項から第16項まで」に改める。

第31条第2項の表第1号オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間もしくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間または同項第4号」を「もしくは同項第2号の期間または同項第3号」に改める。

第48条第1項中「第4項、第19項、第22項および第23項」を「第31項、第34項および第35項」に、「第10項、第11項および第13項」を「第9項、第10項および第12項」に、「第4項、第19項および第23項」を「第31項および第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項および第11項または第68条の91第4項および第10項」を「第66条の7第4項および第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項および第10項または第68条の93の3第4項および第10項」を「第66条の9の3第3項および第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」

に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「第4項または第19項」を「または第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「第4項または第19項」を「または第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「第4項または第19項」を「または第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項もしくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項もしくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第50条第2項中「第4項または第19項」を「または第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「第2項または第4項」を「または第2項」に改め、同条第3項中「第4項または第19項」を「または第31項」に改め、「(同条第2項または第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の

7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)もしくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税にかかる修正申告書を提出し、または法人税にかかる更正もしくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。)」を削り、同条第4項中「、第4項または第19項」を「または第31項」に改める。

第52条第4項から第6項までを削る。

第94条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

付則第3条の2第2項中「および第4項」を削る。

第3条 青梅市市税条例の一部を次のように改正する。

付則第10条中「の規定」の前に「、第61条または第62条」を、「または法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条もしくは第62条」を加える。

付則第10条の2第16項中「をいう」の次に「。第18項において同じ」を加え、同条に次の1項を加える。

18 法附則第62条に規定する条例で定める割合は、零（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する同条に規定する家屋および構築物にあっては、零）とする。

付則第15条の3中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

付則第24条を次のように改める。

(新型コロナウイルス感染症等にかかる徴収猶予の特例にかかる手続等)

第24条 第9条第7項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

2 第10条第1項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の3第1項第4号に規定する条例で定める債権について、第10条第2項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の3第1項第7号に規定する条例で定める場合について、それぞれ準用する。

付則第30条第16項中「または第15条の3」を「、第15条の3または第61条」に改め、「第15条の3まで」の次に「もしくは第61条」を加える。

第4条 青梅市市税条例の一部を次のように改正する。

付則第10条中「第61条または第62条」を「第63条または第64条」に、「第61条もしくは第62条」を「第63条もしくは第64条」に改める。

付則第10条の2第18項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

付則第25条および付則第26条を次のように改める。

(新型コロナウイルス感染症等にかかる寄付金税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止もしくは延期またはその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部または一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄付金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等にかかる住宅借入金等特別税額控除の特例)

第26条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における付則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和16年度」とする。

付則第30条第16項中「第61条」を「第63条」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる

規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中青梅市市税条例第94条第2項にただし書を加える改正規定および同条第4項の改正規定ならびに付則第5条第1項の規定
令和2年10月1日
- (2) 第1条中青梅市市税条例第24条第1項第2号、第34条の2および第36条の2第1項ただし書の改正規定ならびに同条例付則第3条の2および第4条第1項の改正規定ならびに次条ならびに付則第3条第2項および第3項の規定ならびに第4条の規定
令和3年1月1日
- (3) 第2条中青梅市市税条例第94条第2項ただし書の改正規定および付則第5条第2項の規定
令和3年10月1日
- (4) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）ならびに付則第3条第4項および第5項の規定
令和4年4月1日
- (5) 第1条中青梅市市税条例付則第17条第1項および第17条の2第3項改正規定
土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日

（延滞金に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の青梅市市税条例（以下「新条例」という。）付則第3条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第24条第1項（第2号にかかる部分に限る。）、第34条の2および第36条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 令和3年度分の個人の市民税にかかる申告書の提出にかかる新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保

険料控除額」とあるのは「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）第１条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第２９２条第１項第１１号に規定する寡婦（旧法第３１４条の２第３項の規定に該当するものに限る。）または旧法第２９２条第１項第１２号に規定する寡夫である青梅市市税条例第２３条第１項第１号に掲げる者にかかるものを除く。）」とする。

- 4 付則第１条第４号に掲げる規定による新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項および次項において「４号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この項および次項において「４年旧法人税法」という。）第２条第１２号の７に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（４年旧法人税法第１５条の２第１項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が４号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用する。
- 5 ４号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が４号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税および４号施行日前に開始した連結事業年度（４年旧法人税法第１５条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が４号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

- 第４条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和２年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 新条例第５４条第５項の規定は、令和３年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 3 新条例第７４条の３の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。
- 4 平成３０年４月１日から令和２年３月３１日までの間に取得された

旧法附則第15条第2項に規定する施設または設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋および償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第5条 付則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、または課すべきであった葉巻たばこにかかる市たばこ税については、なお従前の例による。

2 付則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、または課すべきであった葉巻たばこにかかる市たばこ税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第6条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定は、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律第1条の規定による旧法附則第15条第40項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。